

就職氷河期世代向けインターン（職場実習・体験） に参加してみませんか？

現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方に向けて、就労体験を通じて業種・職種への理解を深めてもらうための、職場実習・体験（以下「インターン」）を実施します。

就職氷河期世代とは、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年の、雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代を指します。

※インターン終了後に、受け入れ先企業での雇用が確保されているものではありません。

対象者

おおむね1968（昭和43）年4月2日から1988（昭和63）年4月1日までの間に生まれ、正社員就職を希望する方で、以下のような方が対象です。

- ・おおむね直近1年間に正社員として雇用されておらず、かつ、直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下
- ・おおむね1年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、または臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い
- ・非正規雇用の就業経験が多い、または就職後の就労期間が短い者など、安定した就労の経験が少ない

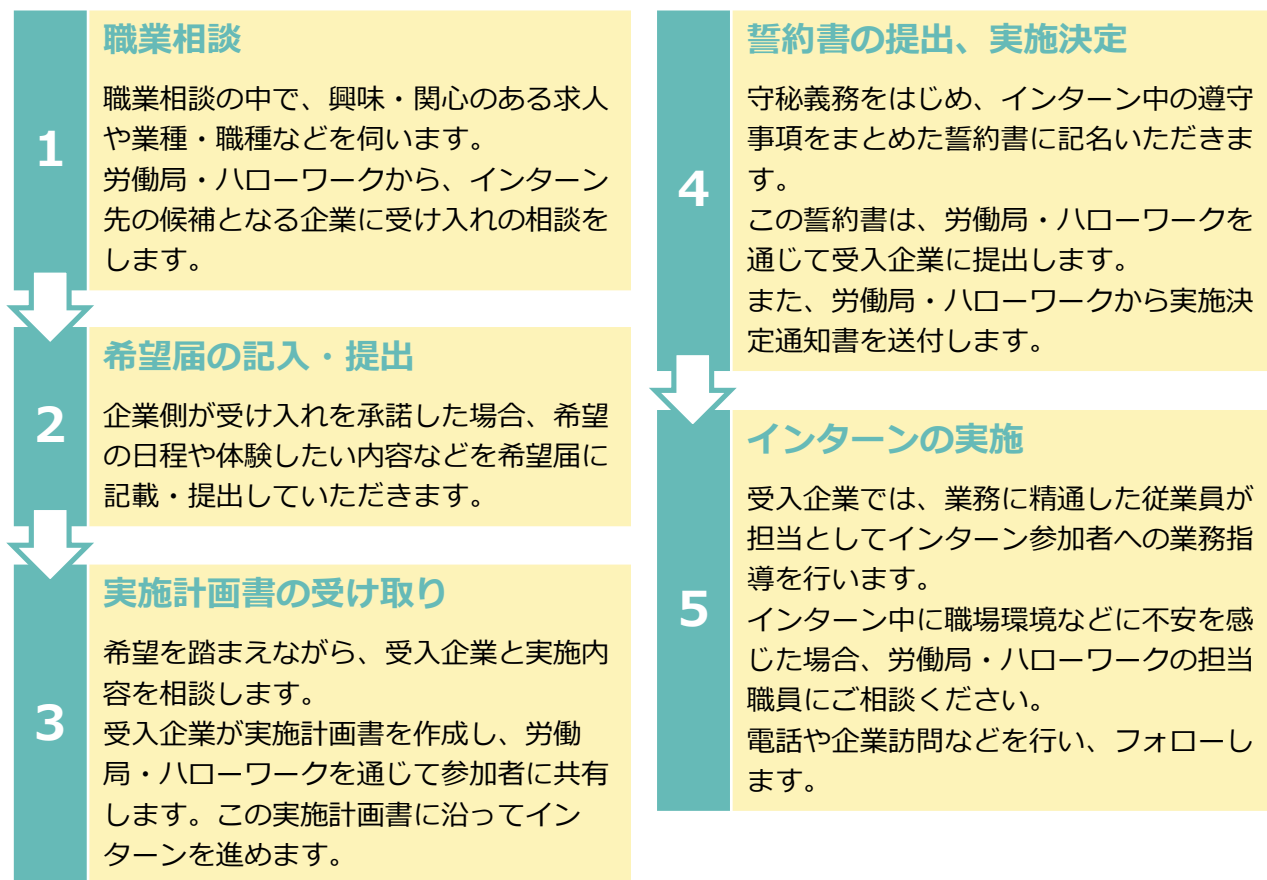
参加者の声

会社内部の方々の声を直接聞いたことで不安が払拭された。

未経験の職種への応募を検討していた不安が大きかったが、体験実習で一度経験ができ、応募に自信がついた。

短期の就業が多いため自身の職歴に自信がなかった。書類選考で不採用になることも多かった。実習後、実習先の求人に応募し、採用になった。応募前に実習を通して自分を知っていただき、仕事ぶりも見ていただけたからだと思う。

実施の流れと手続き



保険への加入

インターン中の方が一の事故に備え、インターン受入事業所・インターン対象者ともに、国負担の保険に加入していただきます（費用・手続きともに国負担）。

傷害保険 ※インターン対象者のみ加入	インターン対象者が、受入事業所でインターン実施中およびインターン対象者の自宅と受入事業所との往復途上に偶然ケガをしたことが原因で、事故の日から180日以内に医療機関を受診し入院・通院・手術した場合および死亡・後遺障害を負った場合に補償対象となります。
賠償責任保険	インターン対象者が受入事業所でインターン実施中に過失により他人に損害を与え（他人にケガをさせたり、他人の所有物を損壊させた等）、これが原因で民法上の規定により法律上の損害賠償責任を負った場合に補償対象となります。（過失によりインターン受入事業所の所有物およびリース・レンタル物件を損壊させた場合を含む）

自動車・原動機付自転車等の使用・管理中に起こした事故における賠償責任等、保障の範囲外となる場合があります。補償の内容や範囲についての詳細は、労働局・ハローワークにお尋ねください。

インターン参加に関心をお持ちになりましたら
労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。

岐阜労働局 （電話番号） 058-245-1266